

事前届出制度のQ&A

Q1 どのような場合に届出が必要ですか？

水源地域内の土地に関する権利（所有権、地上権など）を移転又は新たに設定する契約を締結しようとする場合に届出が必要となります。

（相続は対象外です。）

Q2 届出はだれが、いつ行うのですか？

水源地域内の土地所有者等（売主等）が、契約を締結しようとする日の6週間前までに下記の西臼杵支庁・各農林振興局林務課に届け出てください。

Q3 届出書の記載内容は？

契約の当事者の氏名・住所、当該土地の所在・面積、所有権等の種別、契約後の土地の利用目的等です。（前ページの記入例を御覧ください。）

届出書の様式は、県庁ホームページ（「宮崎県水源地域保全条例」で検索）からダウンロードするか下記の西臼杵支庁・各農林振興局林務課で配布しております。

Q4 届出をしないとどうなるのですか？

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、氏名等を公表することがあります。

Q5 この条例の届出を行えば、森林法や国土利用計画法に基づく届出は必要ないのですか？

必要です。

森林法や国土利用計画法に基づく届出は事後の届出であるため、新たに土地の所有者等（買主等）になった方から、市町村長に別途届出を行っていただく必要があります。

届出先	住所	電話番号
宮崎県中部農林振興局林務課	〒880-0805 宮崎市橘通東 1-9-10	0985-26-7283
宮崎県南那珂農林振興局林務課	〒887-0031 日南市戸高 1-12-1	0987-23-4317
宮崎県北諸県農林振興局林務課	〒885-0024 都城市北原町 24-21	0986-23-4523
宮崎県西諸県農林振興局林務課	〒886-0004 小林市細野 367-2	0984-23-4725
宮崎県児湯農林振興局林務課	〒884-0002 高鍋町大字北高鍋 3870-1	0983-22-1350
宮崎県東臼杵農林振興局林務課	〒882-0872 延岡市愛宕町 2-15	0982-32-6157
宮崎県西臼杵支庁林務課	〒882-1101 高千穂町大字三田井 22	0982-72-3178

※ 郵送可

【問い合わせ先】

届出に係る土地を管轄する上記西臼杵支庁・各農林振興局林務課又は宮崎県森林経営課森林計画担当にお問い合わせください。

TEL 0985-26-7159 / FAX 0985-27-0987

E-mail shinrin-keiei@pref.miyazaki.lg.jp

● [ホームページ](#)

宮崎県水源地域保全条例

検索